



～町田市からのお知らせ～ 2016年7月18日(月)に 住所の表し方が変わる予定です

みなさまのお住まいの区域は、住居表示の実施により新しい住所へと変わります。住居表示はみなさまの住所をよりわかりやすくするためのものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

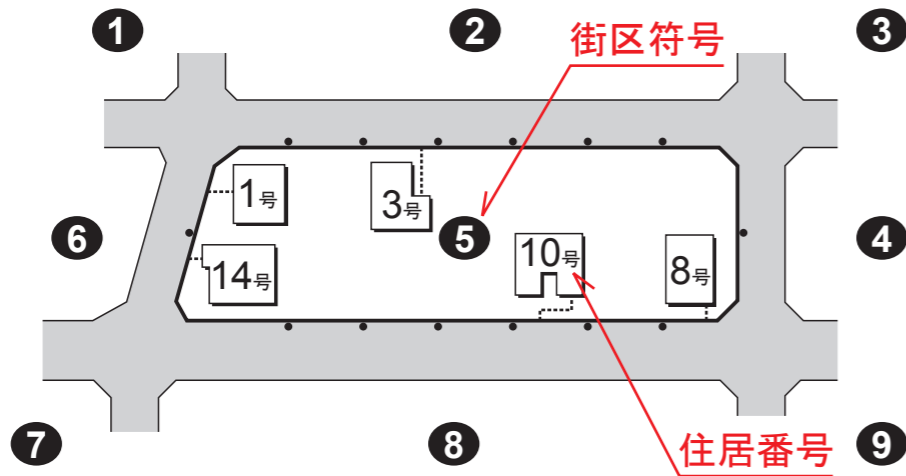
対象区域：裏面の区域図をご覧ください。

■ 住居表示区域における住所の表し方の例



◆住居番号の定め方について

下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表わしています。住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、市で決定します。）



◆住居表示を実施すると…

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務でまちがいにくくなります。
- 4) 人に場所を聞かれても案内しやすくなります。

◆今後のスケジュール(予定)

2015年	12月から 2016年2月	◆現地調査 (㈱ヤチホの職員(腕章付・身分証明書持参)が行っています。) 居住者・事業所の現在の住所や建物の出入口の状況などを調査します。2月以降も調査する場合があります。
2016年	5月～6月	◆資料配付 各ご家庭、事業所に配付します。配付資料は下記のとおりです。 ◎新住所の証明書(住所変更の各種届出に使用できます) ◎住居表示に伴う手続きのしおり ◎住居表示新旧対照案内図 など
	6月頃	◆住居表示の手続き説明会の開催 配付した資料に関する説明会です。土日を主として地区ごとに小学校等で開催予定です。
	7月18日	◆住居表示(及び町名地番整理)の実施予定日です。

【マイナンバーについて】

マイナンバー制度における通知カードの住所の変更手続きが必要です。また、住居表示実施前に個人番号カードの申請をした方は個人番号カード受領後、変更手続きが必要になります。

【ご注意ください】

名刺、封筒やハンコなど、住所を記載するものを新たに作成する際は、数量・変更時期などにご注意ください。

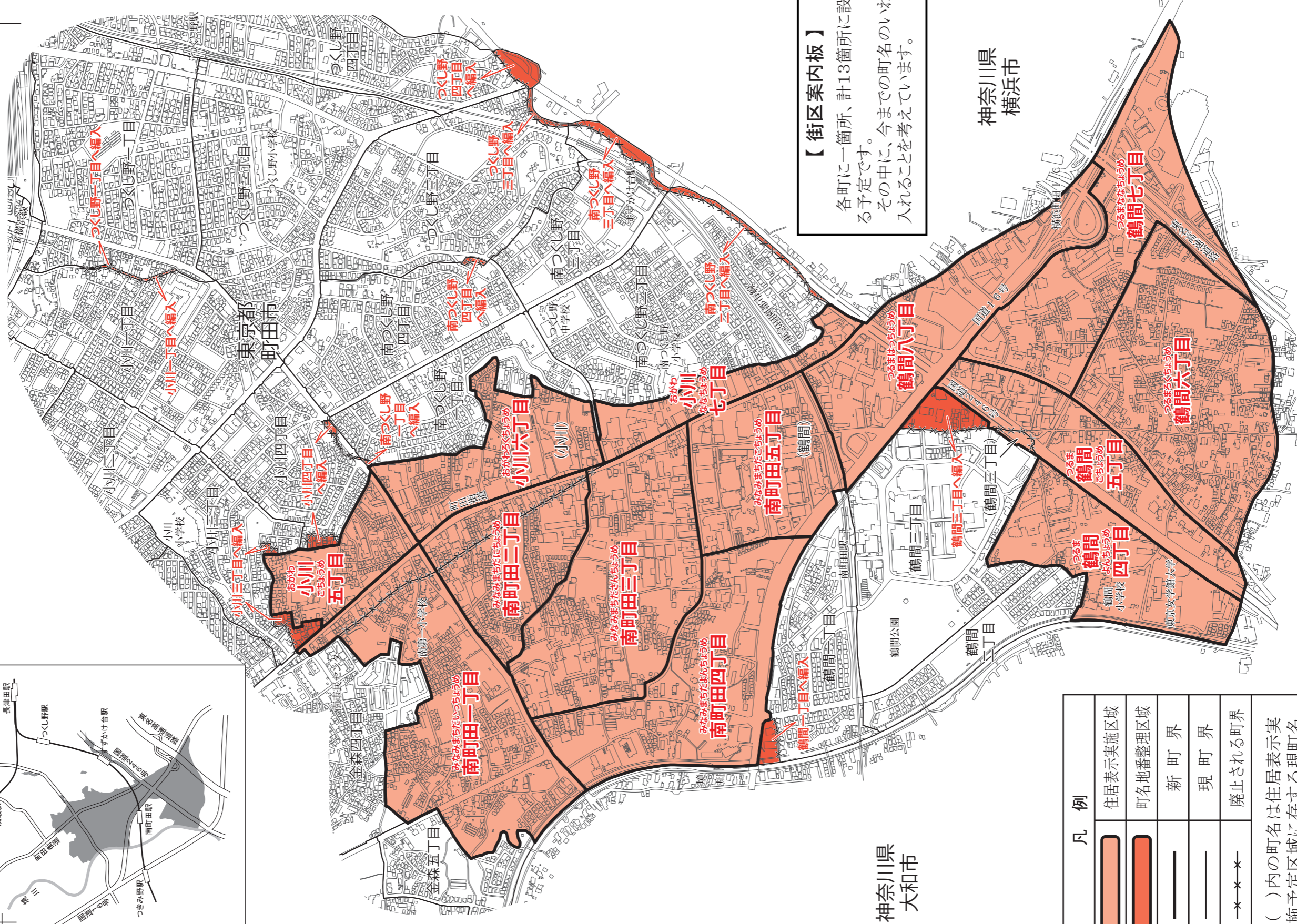
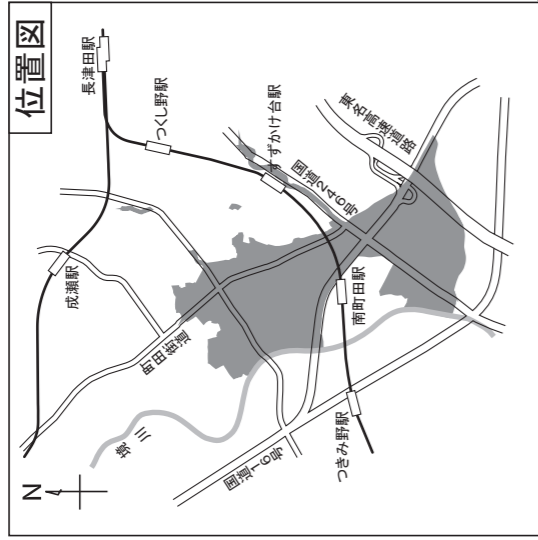
※ 今回の訪問でマイナンバーを聞くことや、住所変更の手続きを「代理で行う」等の話を市や㈱ヤチホが行うことはありません。不審な点がありましたら土地利用調整課までご連絡ください。

◎業務委託先 ㈱ヤチホ (電話：050-3314-8397)

◎お問い合わせは

町田市土地利用調整課 電話：042-724-4254
 受付時間 平日8:30～17:00 FAX：050-3161-6271

住居表示及び町名地番整理の実施予定区域



【 街区案内板 】
各町に一箇所、計13箇所に設置する予定です。
その中に、今までの町名のいわれを入れることを考えています。

凡 例	
	住居表示実施区域
	町名地番整理区域
	新 町 界
	現 町 界
	廃止される町界
()内の町名は住居表示実施予定区域に存する現町名です。	